

港区興行場法施行条例施行規則を公布する。

平成二十四年三月二十三日

港区長 武井雅昭

港区規則第十二号

港区興行場法施行条例施行規則

港区興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年港区規則第三十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号。以下「法」という。）及び港区興行場法施行条例（平成二十四年港区条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第二条 条例第三条第一項の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載した第一号様式による。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- 二 興行場の名称及び所在地
 - 三 興行場の種類及び構造設備の概要
 - 四 入場者定員
 - 五 興行場の起工及び完成期日
 - 六 管理者の氏名
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請をしようとする者が興行場を借り受け、又は譲り受けて経営するものであるときは、第一号から第五号までに掲げる書類（第二号にあつては、建物配置図に限る。）の添付を省略することができる。
- 一 興行場を中心とした半径三百メートル以内の道路、河川、住宅等の見取図（縮尺二千五百分の一以上のもの）
 - 二 建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図（縮尺百分の一以上のもの）
 - 三 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
 - 四 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
 - 五 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
 - 六 法人の場合は、登記事項証明書
- 3 区長は、条例第三条第一項の規定により許可をしたときは、申請者に対し第二号様式によ

る営業許可書を交付し、第三号様式による営業許可台帳に記載するものとする。

4 区長は、法第二条第二項の規定により許可をしないときは、第四号様式による営業不許可通知書により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(承継の届出)

第三条 条例第三条第三項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第五号様式による興行場営業承継届出書を区長に提出しなければならぬ。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 相続開始の年月日

四 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第四条 条例第三条第三項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第六号様式による興行場営業承継届出書を区長に提出しな

ければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第五条 条例第三条第三項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式による興行場営業承継届出書を区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により興行場営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第六条 条例第三条第四項の規定により変更の届出をしようとする者は、第八号様式による営業許可事項変更届出書を区長に提出しなければならない。

2 条例第三条第四項の規定により興行場の営業の停止又は廃止の届出をしようとする者は、第九号様式による停止廃止届出書を区長に提出しなければならない。

(機械換気設備)

第七条 条例第六条第一項に規定する機械換気設備は、次に定めるところによる。

一 観覧場の床面積一平方メートルごとに毎時七十五立方メートル以上の新鮮な外気を供給することができ、能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時二十五立方メートル以上とすることができる。

二 機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。

(便所の構造等)

第八条 条例第九条第一号ただし書の区規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。

第九条 条例第九条第五号に規定する便所の構造等の基準は、次に定めるところによる。

一 便所の設置場所は、場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合であつて、当該興行場に近接する便所を共用す

ることができるときは、この限りでない。

二 便器の数は、別表第一に掲げる基準以上に設置すること。ただし、前号ただし書に規定する複数の興行場が便所を共用する場合における別表第一の規定の適用については、同表中「観覧場床面積の合計」とあるのは、「当該複数の興行場の観覧場床面積の合計」とする。

三 便器の数は、男子用と女子用は、同数とし、男子用小便器五以内ごとに男子用大便器一を設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、男子用便器数と女子用便器数との比率を変えることができる。

四 水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。

五 便器回りの幅員は、別表第二に掲げる基準以上であること。

六 流水式手洗い設備を設けること。

(観覧場等の空気の衛生基準)

第十条 条例第十二条に規定する空気の衛生基準は、次に定めるところによる。

- 一 二酸化炭素の含有率は、 0.15 パーセント以下であること。
- 二 浮遊粉じんの量は、空気一立方メートルにつき 0.2 ミリグラム以下であること。
- 三 平板培養法による落下細菌は、三十個以下であること。

(営業者が講ずべき措置)

第十一条 条例第十三条第八号に規定する営業者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

- 一 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。
- 二 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用すること。
- 三 ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。
- 四 機械換気設備、照明設備及び排水設備等は、定期的に点検し、必要な整備を行うこと。
- 五 ごみ箱を入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。

付 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の港区興業場法施行条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第一（第九条関係）

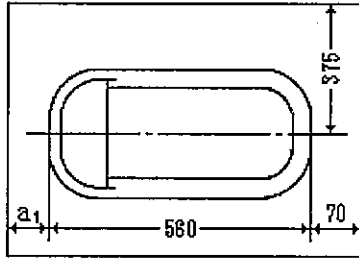
便器の設置基準

観覧場床面積の合計（単位 平方メートル）	観覧場床面積に対する便器の数
三百以下の部分	十五平方メートルごとに一
三百を超え六百以下の部分	二十平方メートルごとに一
六百を超え九百以下の部分	三十平方メートルごとに一
九百を超える部分	六十平方メートルごとに一

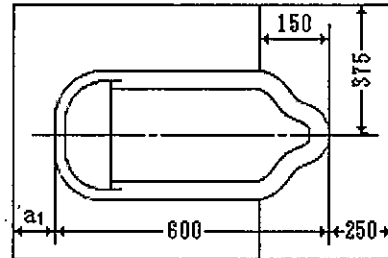
別表第2 (第9条関係)

和風便器、洋風便器等の便器回りの幅員基準

和風大便器



和風両用便器



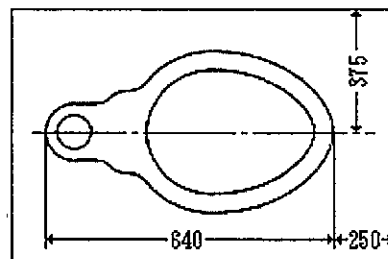
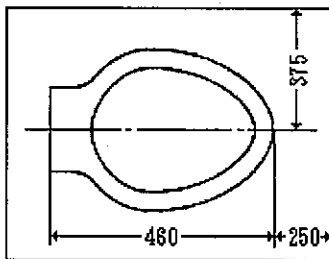
a₁の寸法

種別	寸法 (単位 ミリメートル)
側壁洗浄弁 側床洗浄弁 前壁洗浄弁	150
前床洗浄弁隅付きロータンク	175
ハイタンクサイホンゼット大便器	200

和風大便器回りの寸法 (単位 ミリメートル)

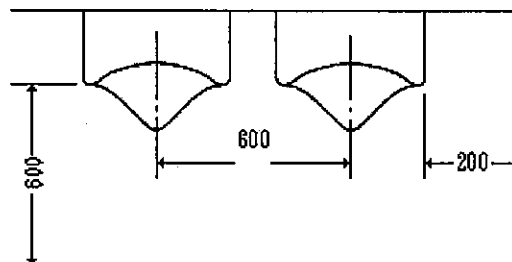
洋風/洗い落とし/サイホン/便器

洋風サイホンゼット便器



洋風大便器回りの寸法 (単位 ミリメートル)

小便器



小便器回りの寸法 (単位 ミリメートル)

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

(宛先) 港区長

申請者 住所
氏名

年 月 日生 電話 ()

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

興行場営業許可申請書

港区興行場法施行条例第3条第1項の規定により、下記のとおり興行場の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種類
- 4 構造設備の概要 (別紙のとおり)
- 5 入場者定員
- 6 興行場の起工及び完成期日
- 7 管理者の氏名

添付書類

- (1) 興行場を中心とした半径300メートル以内の道路、河川、住宅等の見取図
(縮尺2500分の1以上のもの)
- (2) 建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図 (縮尺100分の1以上のもの)
- (3) 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面並びに構造の概要
- (4) 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに構造の概要
- (5) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (6) 法人の場合は、登記事項証明書

興行場営業許可書

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地〕

年 月 日付けで申請のあつた興行場営業については、港区興行場法施行条例第3条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

港区長



記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種類
- 4 条件

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

構 造 設 備 の 概 要

敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延べ面積	㎡	建築物構造	建造	階	名	名	名	名	名
建築物の高さ	最	高さ	m	軒	m	客席天井	m	換気設備 (第 種)	給気機	排気機			
観覧場面積	㎡	階	階	階	㎡	暖冷房設備	補助灯火	バッテリー・自家発電・その他 ()					
喫煙所	㎡	階	階	階	㎡	便所設備	水洗・浄化槽・改良便槽						
舞台面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	便器数	総計	階	階	階	階	階	階
入場者	定員	椅子	立見席	座席	席	男	大	個	個	個	個	個	個
	名	名	名	名	名		女	小	個	個	個	個	個
	階	階	階	階	階			大	個	個	個	個	個
町名	別名	称	興行場	の	種類	その他							

第 号

興行場営業不許可通知書

住 所
申請者
氏 名
〔法人にあつては、その名称〕
及び主たる事務所の所在地

年 月 日付けで申請のあつた興行場営業については、下記の理由で許可は与えられないので、興行場法第2条第2項ただし書の規定により通知します。

年 月 日

港区長



記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 理 由

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（宛先） 港区長

住 所

氏 名

年 月 日生

電話（ ）

被相続人との続柄（ ）

興行場営業承継届出書

港区興行場法施行条例第3条第3項の規定により、下記のとおり興行場営業者の地位を相続により承継したので、届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 興行場の名称
- 5 興行場の所在地

添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

年 月 日

(宛先) 港区長

名 称

事務所所在地

代表者氏名

電話 ()

興行場営業承継届出書

港区興行場法施行条例第3条第3項の規定により、下記のとおり興行場営業者の地位を合併により承継したので、届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の事務所の所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日
- 5 興行場の名称
- 6 興行場の所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立した法人の登記事項証明書

年 月 日

（宛先） 港区長

名 称

事務所所在地

代表者氏名

電 話 ()

興行場営業承継届出書

港区興行場法施行条例第3条第3項の規定により、下記のとおり興行場営業者の地位を分割により承継したので、届け出ます。

記

- 1 分割前の法人の名称
- 2 分割前の法人の事務所の所在地
- 3 分割前の法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日
- 5 興行場の名称
- 6 興行場の所在地

添付書類

分割により興行場営業を承継した法人の登記事項証明書

年 月 日

（宛先） 港区長

住 所

届出者

氏 名

年 月 日 生 電話（ ）

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

興行場営業許可事項変更届出書

下記のとおり興行場営業許可事項の変更をしたので、港区興行場法施行条例第3条
第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種類
- 4 変 更 事 項

新

旧

5 変 更 年 月 日 年 月 日

6 変 更 理 由

添付書類

構造設備の変更の場合は、当該変更に係る図面等

年 月 日

（宛先） 港区長

住 所

届出者

氏 名

年 月 日生 電話（ ）

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

興行場 { 停 止 }
 { 廃 止 } 届出書

下記のとおり興行場の { 停 止 }
 { 廃 止 } をしたので、港区興行場法施行条例第3条第4項の規
定により届け出ます。

記

1 興行場の名称

2 興行場の所在地

3 興行場の種類

4 停止（廃止）年月日 年 月 日

5 停止（廃止）理由

（1）廃業 （2）譲渡 （3）改築 （4）増築 （5）増改築

（6）個人から法人 （7）法人から個人 （8）一部停止 （9）その他

添付書類

興行場営業許可書